

改正

平成 17 年 12 月 27 日規則第 86 号

平成 23 年 10 月 28 日規則第 47 号

沼津市渡し船条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沼津市渡し船条例（平成 9 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(航路)

第 2 条 渡し船の通常の航路は、沼津市蓼原地先の渡し場から沼津市我入道東町地先の渡し場に至る間及び沼津市蓼原地先の渡し場からあゆみ橋の渡し場に至る間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、航路を変更して運航することができる。

(運航日及び運航時間)

第 3 条 渡し船の運航日及び運航時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

運航日	運航時間
春分日から 5 月 31 日までのうち、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）	午前 9 時から午後 5 時まで
9 月の第 3 月曜日の前々日から 10 月 31 日までのうち、土曜日、日曜日及び休日	
11 月 1 日から 11 月 30 日までのうち、土曜日、日曜日及び休日	午前 9 時から午後 4 時まで

2 市長は、気象条件その他の理由により渡し船を運航することが適当でないと認められるときは、その運航を休止することができる。

(使用料の納付)

第 4 条 条例第 5 条に規定する使用料は、乗船の際、指定管理者に納付し、納付した者には乗船券を交付する。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 5 条に規定する使用料を減免する基準は、次のとおりとする。

- (1) 公用又は公益のため使用するとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(安全運航)

第 6 条 指定管理者は、渡し船の運航に当たっては、関係法令を順守し、安全運航に努めなければならない。

2 指定管理者は、渡し船利用者に対し、渡し船の安全運航を確保するため必要な指示をすることができる。

3 渡し船の利用者は、前項の指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(運航の表示)

第 7 条 指定管理者は、渡し船を運航するときは、別に定める方法により渡し船の運航を知らせる表示をしなければならない。

(損害賠償)

第 8 条 渡し船等の施設及び付属設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定申請書の提出等)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第8条第1項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書

(4) 渡し船の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成9年4月29日から施行する。

付 則（平成17年12月27日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年10月28日規則第47号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）沼津市長

所 在 地
申請者 団 体 名
代表者名

沼津市渡し船の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- （１） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （２） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （３） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- （４） 渡し船の管理に関する業務の収支予算書
- （５） その他市長が必要と認める書類